

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、令和3年度定期監査（学校監査）結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年1月27日

沼津市監査委員	大川正博
同	宇佐美文男
同	片岡章一

沼教管第 134 号
沼教学第 506 号
令和 4 年 1 月 18 日

沼津市監査委員 大 川 正 博 様
同 宇佐美 文 男 様
同 片 岡 章 一 様

沼津市教育委員会

定期監査（学校監査）の結果に係る措置について（通知）

このことについて、令和 3 年 12 月 3 日付け沼監第 62 号の定期監査（学校監査）の結果に関する報告に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
(2)ウ(ア) 学校徴収金等に係る通帳等の管理体制の強化について	「沼津市立小中学校学校徴収金事務取扱要領」の制定に併せて、「学校徴収金等会計検査実施基準」を制定し、複数人での管理体制や、通帳本書と帳簿類の照合等を確認事項として明記しました。 今後は学校徴収金等が適正に管理されているか、検査を徹底してまいります。
(3)イ(ア) 交付金対象事業としての適正性の確保について	事業の実施は、「沼津市補助金交付規則」に準じて行うよう指導を徹底してまいります。